

<p>○食品衛生法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働一五五)</p> <p>○建設業法施行規則等の一部を改正する省令(国土交通一〇六)</p>	<p>一</p>	<p>〔国会事項〕</p> <p>〔資 料〕</p> <p>四半期別 GDP 速報(二次速報)×二千 十一(平成二十三)年七月九月期 (内閣府)</p>	<p>三</p>
<p>〔訓 令〕</p> <p>○領事官の管轄区域を定める訓令の一部を改正する訓令(外務一六)</p>	<p>二</p>	<p>〔公 告〕</p> <p>諸事項</p> <p>裁判所 破産、免責、再生関係 特殊法人等</p>	<p>六</p>
<p>〔告 示〕</p> <p>○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので公表する件(総務五七一)</p> <p>○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(厚生労働四七六)</p> <p>○労働安全衛生法第五十七条の三第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件(同四七七)</p> <p>○障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する件(同四七八)</p>	<p>三 六 三</p>	<p>独立行政法人産業技術総合研究所特 定計量器型式承認、独立行政法人都 市再生機構、住宅型式性能認定、日 本弁護士連合会公示送達関係 地方公共団体 行旅死亡人関係 会社その他 会社決算公告</p>	<p>六 六 三</p>

○厚生労働省告示第四百七十八号
障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第八十七條第一項の規定に基づき、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号）の一部を次のように変更したので、同条第三項の規定に基づき公表する。
平成二十三年十二月二十七日
厚生労働大臣 小宮山洋子

前文中、「法第八十八條第一項に規定する市町村障害福祉計画及び法第八十九條第一項に規定する都道府県障害福祉計画」を、「市町村障害福祉計画（法第八十八條第一項に規定する市町村障害福祉計画をいう。以下同じ。）及び都道府県障害福祉計画（法第八十九條第一項に規定する都道府県障害福祉計画をいう。以下同じ。）」に改め、見直しが行われた。次に次のように加える。

また、平成二十二年十二月に障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号。以下、「整備法」という。）が成立し、利用者負担の見直しや相談支援の充実等が行われることとなった。

前文中、「福祉施設が新たなサービス体系への移行を完了する平成二十三年度末に向けて数値目標を設定するとともに、平成二十一年度から平成二十三年度までの第二期障害福祉計画」を、「法の施行及び整備法による法の改正等を踏まえ、障害者の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る平成二十六年度末の数値目標を設定するとともに、平成二十四年度から平成二十六年度までの第三期障害福祉計画」に改める。

第一の中、「都道府県は」の下に、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるよう」を加え、同一の1中、「ノーマライゼーションの理念の下、障害の種類、程度を問わず、障害者等が自らその居住する場所を選択し、その」を、「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者等が」に改め、「障害福祉サービス」の下に、「及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業」を加え、同一の2及び第一の2の1中、「立ち後れている精神障害者等に対する」を削り、同一の2中、「いわゆる小規模作業所の利用者の法に基づきサービスへの移行等を推進するとともに、」及び、「児童デイサービス」を削り、第一の三を次のように改める。

三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
障害者等、とりわけ重度の障害者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠である。整備法による法の改正により、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大があったことや地域相談支援が創設されたことも踏まえ、相談支援の担い手を確保するよう努めるとともに、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センター（法第七十七條の二第一項の基幹相談支援センターをいう。）を市町村において設置すること

が望ましい。
また、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体及び障害者等の福祉医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下、「関係機関等」という。）により構成される自立支援協議会（以下、「自立支援協議会」という。）を設けるとともに、その位置付けを明確に示すことが必要である。

その際、自立支援協議会は、関係機関等が相互に連絡し合うことにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議する場であることに留意する必要がある。例えば、障害児支援においては、障害児のライフステージに応じた適切な相談支援を行うことができるよう、一つの支援機関だけがニーズを抱え込まないように、関係機関のネットワークの在り方、地域支援体制の中核となる相談支援体制の在り方について協議する場であることに留意する必要がある。

第二の1の1の(一)中、「を適切に把握する」を、「の把握に努める」に、「講ずる」を、「講ずるよう努める」が必要である」に改め、同一の(二)中、「作成に当たっては」の下に、「自立支援協議会を活用するとともに」を加え、同一の2の見出し中、「平成二十三年度」を、「平成二十六年度」に改め、同2中「これらの課題に関し、福祉施設が新しいサービス体系への移行を完了する平成二十三年度」を、「平成二十六年度」に改め、適当である」の下に、「また、数値目標については、これまでの取組を更に推進するものとなるよう、第一期障害福祉計画及び第二期障害福祉計画の実績並びに地域の実情を踏まえて設定することが適当である」を加え、同2の(一)中、「第一期障害福祉計画の作成時点（以下、「第一期計画時点」という。）を、「平成十七年十月一日時点」に、「平成二十三年度末」を、「平成二十六年度末」に、「第一期計画時点」を、「平成十七年十月一日時点」に、「一割」を、「三割」に、「七割」を、「一割」に、「基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定することが望ましい」を、「基本とする」に改め、必要がある」の下に、「また、整備法による改正前の児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に規定する指定知的障害児施設等（以下、「旧指定施設等」という。）に入所していた者（十八歳以上の者に限る。）であって、整備法による改正後の法に基づき指定障害者支援施設等の指定を受けた当該旧指定施設等に引き続き入所しているもの（以下、「継続入所者」という。）の数を除いて設定するものとする」を加え、同2の(二)を次のように改める。

(二) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

精神科病院からの退院、地域移行を促進し、社会的入院の解消を更に進めていくため、都道府県は、平成二十四年度から平成二十六年度までの入院中の精神障害者の退院に関する目標値として、一年未満入院者の平均退院率（ある月から連続した十二月の各月ごとに、当該ある月に入院した者のうちそれぞれ当該各月までに退院した者の総数を当該ある月に入院した者の数で除した数を算出し、その合計を十二で除したものをいう。以下同じ。）の目標値及び高齢長期退院者数（退院者のうち、六十五歳以上であって、五年以上入院していた者の数をいう。以下同じ。）に關する目標値を設定する。

目標値の設定に当たっては、一年未満入院者の平均退院率については、平成二十六年度における一年未満入院者の平均退院率を平成二十年六月三十日の調査時点から七パーセント相当分増加させることを指標とする。また、高齢長期退院者数については、平成二十六年度における高齢長期退院者数を直近の数から二割増加させることを指標とする。

また、これと併せ、医療計画（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十條の四第一項に規定する医療計画をいう。以下同じ。）における基準病床数の見直しを進める。

第二の1の2の(三)中、「平成二十三年度中」を、「平成二十六年度中」に、「第一期計画時点」を、「平成十七年度」に、「平成二十三年度末」に、「第一期計画時点」を、「平成二十六年度末」に、「三割」を、「二割」に、「平成二十三年度末において」を、「平成二十六年度末における」に、「三割は」を、「三割以上の者が」に改め、「目指す」の下に、「なお、利用者数については、継続入所者の数を除いて設定するものとする」を加え、「関係機関等」を、「関係機関」に、「平成二十三年度の」を、「平成二十六年度の」に、「離職者の再チャレンジを促すような支援」を、「離職者」に、「工賃増五ヶ年計画（平成十九年七月六日付け障発第〇七〇六〇〇四号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知に基づき作成された計画をいう。）を、「工賃の向上に関する計画」に改め、（法第八十九條第一項に規定する都道府県障害福祉計画をいう。以下同じ。）を削り、「福祉施設等における障害者の雇用の確保については、重点施策実施五ヶ年計画（平成十九年十二月二十五日障害者施策推進本部決定）において、国は、公共調達における競争性及び公共性の確保に留意しつつ、福祉施設等の受注機会の増大に努めること」とされていること、地方公共団体が障害者支援施設等から役務の提供を受ける契約を追加したこと、障害者制度改革の推進のための基本的な方向について（平成二十二年六月二十九日閣議決定）において、国及び地方公共団体における物品、役務等の調達に関し、適正で効率性の調達の実施という現行制度の考え方の下で、障害者就労施設等に対する発注拡大に努めるとされているに改め、同一の3の(一)中、「法第八十八條第六項及び第八十九條第五項においては、障害者基本法第三十四條に基づき地方障害者施策推進協議会」を、「法第八十八條第七項及び第八十九條第六項において

は、自立支援協議会を設置している場合には、その意見を聴くよう努めなければならないとされていることから、自立支援協議会を活用することも考えらる。また、法第八十八条第八項及び第八十九條第七項においては、障害者基本法第三十六條第一項及び第四項の合議制の機関に、同協議会を「当該機関」に改め、同一の4中、「的確に把握する」を「把握するよう努める」に、「二又調査」を「二又調査等」に改め、同一の5を削り、同一の6中、「又は指定相談支援(法第三十二條第一項に規定する指定相談支援をいう。以下同じ。)」を、「指定地域相談支援(法第五十一條の十四第一項に規定する指定地域相談支援をいう。以下同じ。)」又は指定計画相談支援(法第五十一條の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。)」に改め、同6を同一の5とし、同一の7中、「講ずる」を「講ずるよう努める」に改め、同7を同一の6とし、同6に次のように加える。

なお、平成二十四年三月三十一日までに障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、地域住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが必要である旨に留意する必要がある。また、同年四月一日以降についても、何らかの手段によりできる限り地域住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが望ましい。

第二の一の8中、「医療計画」の下に、「介護保険事業計画(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百七十七條第一項に規定する市町村介護保険事業計画及び同法第百八十八條第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画をいう。以下同じ。)」を加え、また、市町村障害福祉計画(法第八十八條第一項に規定する市町村障害福祉計画をいう。以下同じ。))については、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第四項に規定する市町村の基本構想に即したものとすることが必要である。を削り、同8を同一の7とし、第二の二中、「市町村障害福祉計画において定める事項は、次に掲げる事項その他の別表第二に掲げる事項とする。」を、「市町村障害福祉計画に盛り込むことが望ましい事項は別表第二に掲げる事項とし、このうち同表三の項中各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込みに関する事項は定めなければならない事項とし、同表三の項中各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込みの方策に関する事項及び同表四の項に掲げる事項は定めよう努めなければならない事項とする。また、次に掲げる点を考慮して作成を進めることが適当である。」に改め、同一の1中、「又は指定相談支援」を、「指定地域相談支援又は指定計画相談支援」に改め、同一の(一)中、「平成二十三年度」を「平成二十六年度」に改め、「事業者の新体系への移行希望を削り、「適当である」の下に、「また、指定障害福祉サービスのうち生活介護、就労継続支援(B型)及び施設入所支援の必要な見込みについては、継続入所者の数を除いて設定するものとする。」を加え、同一の(二)中、「指定相談支援」を「指定計画相談支援」に改め、「や相談支援」を削り、「必要である」の下に、「さらに障害者が地域で安心して暮らしていくためには、介護者が病気等になった時等に対応できる短期入所サービスの充実を図っていくことが重要であり、医療機関が実施する短期入所事業所を含めた指定短期入所事業所の確保に努める必要がある。」を加え、同一の(三)中、「退院可能精神障害者」を「入院中の精神障害者」に改め、「第二の」を削り、同一に次のように加える。

3 留意事項

平成二十四年三月三十一日までに市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合に於ける市町村障害福祉計画において定めなければならない事項は、第二の二の1及び2に掲げる事項その他の別表第二に掲げる事項である。

第二の三中、「都道府県障害福祉計画において定める事項は、次に掲げる事項その他の別表第四に掲げる事項とする。」を、「都道府県障害福祉計画に盛り込むことが望ましい事項は別表第四に掲げる事項とし、このうち同表四の項中各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込みに関する事項及び同表六の項に掲げる事項は定めなければならない事項とし、同表四の項中各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込みの方策に関する事項並びに同表七の項及び八の項に掲げる事項は定めよう努めなければならない事項とする。また、次に掲げる点を考慮して作成を進めることが適当である。」に改め、同一の1中、「又は指定相談支援」を、「指定地域相談支援又は指定計画相談支援」に改め、同一の(一)中、「平成二十三年度」を「平成二十六年度」に改め、「調整する」が必要である。の下に、「また、指定障害福祉サービスのうち生活介護、就労継続支援(B型)及び施設入所支援の必要な見込みについては、継続入所者の数を除いて設定するものとする。」を加え、

「立ち後れている精神障害者に対するサービスの充実」を、「新たに創設された指定地域相談支援又は指定計画相談支援等の確保」に改め、同一の(三)中、「退院可能精神障害者」を「入院中の精神障害者」に、「平成二十三年度」を「平成二十六年度」に改め、同一の(四)を削り、同一の2中、「平成二十三年度」を「平成二十六年度」に改め、適当である。の下に、「なお、必要入所定員総数については、継続入所者の数を除いて設定するものとする。」を加え、同一の3中、「及び指定相談支援」を、「指定地域相談支援及び指定計画相談支援」に、「指定相談支援」を、「指定地域相談支援、指定計画相談支援に、「地域自立支援協議会等」を「自立支援協議会等」に改め、同一の(一)中、「行う」が必要である。の下に次のように加える。

また、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第七十二号)の施行を踏まえ、喀痰吸引等の業務を行うことができる人材の育成に努めることが必要である。

第二の三の3の(三)中、「指定障害福祉サービス等」を「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成二十三年法律第七十九号)以下「障害者虐待防止法」という。の施行も踏まえ、指定障害福祉サービス等」に、「講ずる」ように努めることが必要である。を「講じなければならぬ」に、「地域自立支援協議会」を、「自立支援協議会」に改め、活用すること等により、「都道府県障害者権利擁護センター(障害者虐待防止センター)を、市町村障害者虐待防止センター(障害者虐待防止法第三十六條第一項の都道府県障害者権利擁護センターをいう。)、市町村障害者虐待防止センター(障害者虐待防止法第三十二條第一項の市町村障害者虐待防止センターをいう。))を中心として」を加え、「住民」を「住民等」に、「どのように対応を行うのか関係者の合意による対応システムについて検討しておくことが必要であり、例えば、そのために地域自立支援協議会を活用することも想定される」を、「市町村障害者虐待対応協力者(障害者虐待防止法第九條第一項に規定する市町村障害者虐待対応協力者をいう。))と協議の上、速やかに障害者の安全の確認や虐待の事実確認を行うことができる体制を整備しておくことが必要である」に改め、同一に次のように加える。

5 留意事項

平成二十四年三月三十一日までに都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合に於ける都道府県障害福祉計画において定めなければならない事項は、第二の三の1から4までに掲げる事項その他の別表第四に掲げる事項である。

第二の四の1中、「第二期障害福祉計画は、平成二十一年度から平成二十三年度まで」を「第三期障害福祉計画は、平成二十四年度から平成二十六年度まで」に、「平成二十年度」を「平成二十三年度」に、「法附則第三条の規定により、第二期障害福祉計画期間中に法の見直し等が行われ、それに伴い、策定された第一期障害福祉計画を変更することがある」を、「東日本大震災により甚大な被害を受けた市町村及び都道府県(以下「被災市町村等」という。))においては、障害者等の実態把握のための十分な体制の整備及び障害福祉計画の作成に向けた準備作業が困難な場合があるため、被災市町村等の実情に応じて弾力的な取扱いを行っても差し支えないこととする」に改め、同四の2中、「なお、第三期障害福祉計画については、平成二十三年度中から平成二十四年度までを期間として作成することとする」を削り、同四の4中、「作成するときは」の下に、「二の1の(一)に掲げる事項については」を加え、「聴くこととする」を「聴くこととし、併せて、その他の事項についても、都道府県と市町村が一体的に取り組むことができるよう都道府県と調整を行うことが望ましい」に改め、同一に次のように加える。

5 障害児支援のための計画的な基盤整備

整備法による児童福祉法の改正により、障害児支援が強化されたことを踏まえ、都道府県及び市町村は、障害福祉計画の作成に併せて、児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設又は指定障害児相談支援事業者の整備方針等障害児支援に係る方針を策定することが望ましい。

別表第一の一の項中、「平成二十三年度までに現在の」を「平成二十六年度末における」に、「一割」を「二割」に改め、同表二の項中、「平成二十三年度」を「平成二十六年度」に、「すべて」を「全て」に改め、同表三から五までの項中、「平成二十三年度」を「平成二十六年度」に改め、同表六の項中、「平成二十三年度」を「平成二十六年度」に、「すべて」を「全て」に改める。

別表第二の一の項中、「特色等」の下に、「を定めること」を加え、同表三の項中、「及び退院可能精神障害者」を削り、「平成二十三年度」を「平成二十六年度」に改め、同表三の項を次のように改める。

三 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込みの確保のための方策

① 別表第三を参考として、平成二十六年までの各年度における市町村ごとの指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの実施に関する考え方や必要な量の見込みを定めること。

② 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込み量の確保のための方策を定めること。

③ 圏域単位を標準とした指定障害福祉サービスの見直し及び計画的な基盤整備の方策を定めること。

別表第三の一を次のように改める。

一 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、重度障害者等包括支援

居宅介護 重度訪問介護 同行援護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に居宅介護等の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。 同行援護については、これらの事項に加え、平成二十三年十月一日以前の地域生活支援事業、移動支援事業に限る。の利用者のうち、重度の視覚障害者数を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。
--	---

別表第三の二の表標題中、「児童デイサービス」を削り、「同一の表日中活動系サービス全体の見込みの項中「利用者見込数」を「利用が見込まれる者の数」に、「退院可能精神障害者のうち」を「入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に」に改め、「同一の表自立訓練（生活訓練）及び就労移行支援の項中「退院可能精神障害者のうち」を「入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に」に改め、「同一の表就労継続支援（A型）」の項中、「平成二十三年度末」を「平成二十六年度末」に改め、「同一の表児童デイサービスの項を削り、別表第三の三の表共同生活援助共同生活介護の項中、「退院可能精神障害者のうち」を「入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に」に改め、「同一の表施設入所支援の項中「第一期計画時点」を「平成十七年十月一日時点」に、「平成二十三年度末」を「平成二十六年度末」に、「七割」を「一割」に改め、別表第三の四の表を次のように改める。

四 相談支援

計画相談支援	障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者数等を勘案して、原則として三年間で計画的に全ての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者が計画相談支援の対象となるものとして、利用者数及び量の見込みを定める。
地域相談支援（地域移行支援に限る）	施設入所者の数、入院中の精神障害者の数、地域生活への移行者数等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。 なお、設定に当たっては、入所又は入院前の居住地を有する市町村が、対象者数及び量を見込むこととする。
地域相談支援（地域定着支援に限る）	居宅において、単身である障害者の数、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、地域生活への移行者数等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。

別表第四の一の項中「特色等」の下に、「を定めること」を加え、同表二の項中「退院可能精神障害者」を「入院中の精神障害者」に、「平成二十三年度」を「平成二十六年度」に、「関係機関等」を「関係機関」に改め、同表三の項中「又は指定相談支援」を「指定地域相談支援又は指定計画相談支援」に改め、同表四の項中「平成二十三年度」を「平成二十六年度」に、「又は指定相談支援」を「指定地域相談支援又は指定計画相談支援」に改め、同表六の項中「平成二十三年度」を「平成二十六年度」に改める。